

NISA の仕組み

金融調査部 制度調査担当部長
吉井 一洋

第 2 回は、既にご存知の方の復習もかねて、NISA の仕組みについて解説します。まずは制度の概要を示した上で、誰が開設可能か、何に投資できるか、非課税となる配当・譲渡益、口座開設手続き、非課税投資額の考え方、NISA からの払い出し、非課税期間とそのロールオーバー、口座開設を誤って複数の業者に申し込んだ場合の取扱いについて説明します。なお、本レポート内の税率には、復興特別所得税を含んでいません。

1 制度の概要

NISA の制度の概要は図表 1 のとおりです。

図表 1 NISAの制度概要

制度を利用可能な者	その年の1月1日時点で20歳以上の居住者等
非課税対象	上場株式等の配当、公募株式投信の分配金、これらの譲渡益など
非課税投資額	毎年、新規投資額で100万円まで（未使用枠は翌年以降繰越不可）
投資可能期間	10年間（2014年～2023年）
非課税期間	投資した年から5年間（ロールオーバーにより最大で14年間まで可能）
途中売却	自由（ただし、売却部分の枠は再利用不可）
分配金の再投資	100万円までの非課税投資額に算入されるため、非課税枠を利用
損益通算	非課税口座以外で生じた配当・譲渡益との損益通算は不可
口座開設数	原則として1人1口座
導入時期	2014年1月（20%本則税率化にあわせて導入）

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

2 具体的な内容

(1) 誰が開設可能か

NISA を開設できるのは居住者、または国内に恒久的施設を有する非居住者です。居住者とは、国内に住所があるか、または現在まで引き続き 1 年以上「居所」を持つ個人をいいます。国籍は直接に

は関係ありません。「非居住者」は「居住者」以外の個人をいいます。「非居住者」の場合は、日本国内に事業所などの拠点や代理人などの「恒久的施設」を持つ場合のみ開設できます。

日本から出国して居住者または国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、出国日の前日までに、NISA を開設している証券会社・金融機関に「出国届出書」を提出しなければなりません。これにより、出国日に非課税口座は廃止されることとなります。その後帰国した際には、現在の制度では、出国日と同一の勘定設定期間内（後述（4）を参照）に非課税口座を再度開設することはできません。

その年の1月1日で20歳以上というのが条件となっているので、未成年者は、親の同意があったとしても、NISA を開設することはできません。

（2）何に投資できるか

NISA を通じて投資できる上場株式等の範囲は、特定口座で取引できる上場株式等と同じです。即ち上場株式、その新株予約権、上場新株予約権付社債、信金中金等の上場優先出資証券、公募株式投資信託、ETF（上場投資信託）、ETN（上場投資証券・指標連動証券）、REIT（上場不動産投資信託）、上場未公開株式等投資証券（ベンチャーファンド）、外国上場株式等などが対象となりえます。ただし、例えば銀行では、原則として株式を取り扱えないため、銀行に開設したNISAでは、原則として、株式に投資できません。法令上の制限の他に、証券会社や金融機関自身が自ら取り扱える対象を限定している場合もあります。したがって、NISAの口座を開設する前にその証券会社・金融機関でどのようなものに投資が可能かを確認する必要があります。

（3）非課税となるのは？

非課税の対象となるのは、上場株式等の配当・分配金と譲渡益です。上場新株予約権付社債の場合、譲渡益は非課税となりますが、利子は非課税にはならないので、注意が必要です。

あくまでNISAを通じた新たな投資が対象であり、既に特定口座や一般口座で保有する上場株式等をそのままNISAに移管することはできません。もっとも、これら既に保有する上場株式等を一旦売却（この段階の売却益は課税対象ですが2013年以内に売却すれば10%の税率が適用されます）し、非課税投資額の枠内の金額を2014年1月1日以後にNISAで買い戻せば、買い戻した後は非課税の適用を受けることができます。

NISAで保有している上場株式または公募株式投資信託の株式分割または受益権の分割で取得する上場株式等、NISAで保有している株式の発行会社の合併、会社分割、株式交換・株式移転により取得する株式、NISAで保有している上場新株予約権付社債や上場株式について付与された新株予約権の権利行使によって取得した上場株式などは、NISAで受け入れることができます。

上場株式の配当や、ETF、REITの分配金については、証券会社にNISAを開設し、その証券会社を通じて配当や分配金を受け取った場合（株式数比例配分方式）のみ、非課税となります。銀行に振り

込まれるもの、ゆうちょ銀行等や郵便局に配当金領収書を持ち込んで受け取るものは非課税とはなりません。また、発行済株式（国内法人）の3%以上を保有する大口株主等が受け取る配当等は、非課税とはなりません。

非課税の対象となる譲渡は、NISA を開設している証券会社・金融機関への売り委託による譲渡やその証券会社・金融機関への譲渡、発行人に対して行う単元未満株式の買取請求による譲渡、NISA を開設している証券会社・金融機関を経由して行う証券投資信託の解約などです。

譲渡益が非課税となる一方で、譲渡損失は、無かったものとして取り扱われるため、非課税口座以外の他の上場株式・株式投資信託と損益通算できません。また、特定口座や一般口座の上場株式等の譲渡損をNISAの譲渡益と通算することもできません。

(4) 1人1口座と口座開設手続き

図表2 勘定設定期間、基準日など

勘定設定期間	基準日	交付申請書提出期間
2014年1月1日～ 2017年12月31日	2013年1月1日	2013年10月1日～ 2017年9月30日
2018年1月1日～ 2021年12月31日	2017年1月1日	2017年10月1日～ 2021年9月30日
2022年1月1日～ 2023年12月31日	2021年1月1日	2021年10月1日～ 2023年9月30日

(出所) 大和総研金融調査部制度調査課作成

NISA は、原則として1人について1口座のみ開設できることとされています。NISA を開設するためには、[図表2](#)の勘定設定期間ごとに税務署が交付する「非課税適用確認書（確認書）」を受け取って、非課税口座開設届出書とともに、口座を開設する証券会社・金融機関に提出する必要があります。確認書が必要なのは、1人1口座であること担保するためです。確認書の交付を受けるためには、[図表2](#)の交付申請書提出期間中に氏名、生年月日、住所、[図表2](#)の基準日時点の住所などを記載した交付申請書を、NISA を開設しようとする証券会社・金融機関を通じて税務署に提出しなければなりません。交付申請書には、基準日時点の住所を証する書類として住民票の写しなどの書類を添付するとともに、本人確認書類（住民票の写しでも可能）を提示し氏名、住所および生年月日を告知し確認を受けなければなりません。基準日以降に転居した場合には、転居前の市区町村の窓口で交付される住民票の除票の写しなどが必要となります。上記勘定設定期間は、この除票が取れる期間に合わせて設定されています。

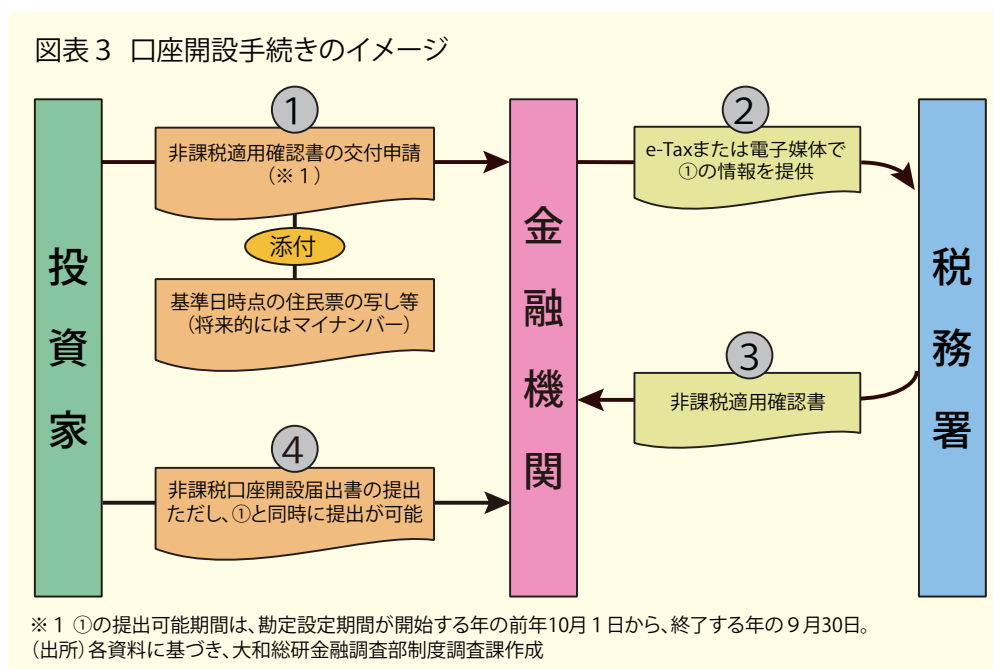
交付申請書の提出を受けた税務署は、その提出者が、他の証券会社等で非課税口座を開設していないことを確認し、確認できれば、確認書を交付します。税務署での確認の処理には、通常、約4週間

から6週間の期間を要します。

交付申請書は同一の勘定設定期間に重複して提出できません。したがって、口座開設後、同一の勘定設定期間内に他の証券会社等に口座を変更することができないことになります。

ただし、異なる勘定設定期間であれば、複数の証券会社・金融機関に口座を開設することも可能です。例えば、2014年にA証券会社、2018年にB銀行、2022年にC証券会社に口座を開設することもできるし、2014年に開設したD銀行の口座で2023年まで非課税で投資を続けることもできます。

非課税口座開設届出書は、前述の非課税適用確認書の交付申請書と同時に提出することが可能です。非課税口座開設届出書は、同一の証券会社等において重複して提出できません。したがって、同一証券会社等の異なる営業所で複数の非課税口座を開設することもできないことになります。



(後編に続く)
以上